

北本市ごみ収集庫等設置費補助金概要

1 補助の対象

(1)ごみ収集庫	箱型で固定式又は折りたたみ式のもの 5年以上の耐久性があるもの 屋根及び側面が囲まれ、出し入れの扉等があるもの
(2)ごみ散乱防止ネット	鳥獣による被害を防止するためのネット

※ただし、下記に適合するものが対象

(1)ごみ収集庫	(1) 利用世帯が4世帯以上であること (2) <u>公道外で</u> ごみ収集に支障がない場所に設置されること (3) 補助金の決定後に購入等を行うこと (4) 開発行為による造成等に伴いごみ収集庫が設置された集積所の場合、設置後5年以上経過していること
(2)ごみ散乱防止ネット	(1) 利用世帯が2世帯以上であること (2) ごみ収集に支障がない場所に設置されること (3) 補助金の決定後に購入等を行うこと

設置者又は利用者の責任により適正に管理され、破損時又は撤去時に責任をもって処分できることも条件となります。また、当補助金を受けた集積所は、補助金の交付の確定した日の属する年度の翌年度の初日から起算して、ごみ集積庫は5年間、ごみ飛散防止ネットにあたっては3年間当補助金を受けられません。

2 補助対象者

自治会又は自治会未加入世帯による任意団体

3 補助対象経費

ごみ収集庫等の購入費又は材料費（設置施工費、消費税、送料等含む）

4 補助金の額

1か所当たりのごみ収集庫等購入費の2分の1に相当する額（100円未満は切り捨て）

上限額	
ごみ収集庫（固定式）	40,000円
ごみ収集庫（折りたたみ式）	20,000円
ごみ散乱防止ネット	4,000円

5 申請時提出書類

- (1) 補助金等交付申請書及び事業実施計画書（環境課窓口で配布）
- (2) 見積書及びカタログ等
- (3) 設置予定場所の写真及び配置予定図
- (4) 利用予定世帯数の分かる書類
- (5) 設置予定場所の土地所有者の同意書又は使用許可書の写し（私有地などの場合）

※詳細については、環境課（594-5553）までお問合せください。